

(2023 年 10 月 27 日受稿 2023 年 12 月 17 日受理)

【報 告】

特別支援教育に関わる教職員加配の体制と実態

——滋賀県 A 市 X 小学校の場合——

しばた きょうこ
柴田 亨子 (人間発達研究所会員)

はじめに

滋賀県では、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場が用意されている。その学びの場としての通常の学級と特別支援学級に視点を当ててみると、滋賀県教育委員会資料¹⁾からはどちらの学級も特別な支援を必要とする児童生徒数が増加しているのがわかる。

すなわち、通常の学級においては公立小学校では特別な支援を必要としている児童の割合が2012(平成24)年では8.5%だったが、10年後の2021(令和3)年では14.1%と約1.65倍となっている。データ上では2022(令和4)年の通常の学級では100人中14.1人、つまり40人学級に換算すると5～6人となる。そして、特別支援学級においては2013(平成25)年から2022(令和4)年の10年で児童生徒数の増加は約1.8倍となっている。

標準法にもとづく学級編制標準²⁾、すなわち1クラスの児童数は上限8人だが、学年も発達課題も多様な児童たちを担任一人で学習保障していくことはとても難しい。このため滋賀県では2004(平成16)年から1クラスの児童数が7人以上になれば特別支援教育複数指導加配(いわゆる7・8加配2021年度で廃止)が配置され、任用条件により年間の時間数や週数の制約はあるものの1学級2人体制で相談をしながら、よりよい学習保障を行ってきた経緯がある。

筆者は、滋賀県下のA市X小学校で特別支援教育複数指導加配(以下加配)として8年間、1年間は特別支援多人数アシスタント(以下アシスタント)として勤務した。加配とアシスタントの両方を勤務経験する中で、任用条件の違いにより学校が教育活動を行っていく上で様々な影響を受けていると感じることが多い。そこで本報告では、関係先への聞き取りや筆者の体験も交えながら、一般にはまだあまり知られていない特別支援教育に関わる教職員加配の体制と実態について紹介し、考察する。

1. A市の特別支援教育に関わる教職員加配の体制

A市は人口約14万人(2023年4月30日現在)でこの10年で約1割増えている。公立小学校に通う児童数は約8,400人(2023年5月1日現在)である。滋賀県教育委員会資料³⁾によると公立小学校は14校あり、学区によって全校児童数が約280人から約1,080人と差が大きい。X小学校は宅地開発や子育て世代の流入により、児童数が10年間で300人以上増え児童増が顕著である。児童増に伴い10年前と同じように児童が学校生活を送っていくことはとても難しく、体育館や運動場、音楽室など特別教室の各学年やクラスへの割り当てや調整に苦慮している。また音楽会や6年生を送る会など全校児童が体育館で一度に集まって学校行事に取り組むことも難しい。教室も不足し、図工室やコンピューター室を改築して教室として使用したり、敷地内にプレハブの建物を建設したりしている。また職員駐車場だった敷地に、レンタル校舎を現在も建設中である。児童が体をいっぱい動かしてのびのびと走ったりボール遊びをしたりすることが以前より困難になっていると同時に、何かしら避難が必要な時の児童避難経路や避難の仕方について心配な面もある。

A市における特別支援教育に関わる教職員の加配としては、以下の4つがある。

1-1. インクルーシブサポーター

インクルーシブサポーターは、特別支援学校の就学要件を満たす児童生徒⁴⁾が「地域で学ぶ」にあたり、地域で学ぶ支援体制強化事業(支援員)による教育環境の充実を取り組み目標として配置されている(2023年度は6校6人の配置)。

主な業務内容としては、特別支援を要する児童生徒への対応および指導、その他、校長が各学校の教育目標実現のため必要に応じて命じる業務、全面または一部介助を必要とする児童生徒の安全面と学習面での配慮、支援があげられる。

一日の勤務時間は午前8時30分から午後3時15

分までの6時間（休憩45分）を基本、年間1240時間を上限としている（県の事情により時間変更の場合もある）。一週間の勤務日数は5日間である（学校の事情により変更の場合もある）。

1－2. 教室アシスタント

教室アシスタントは、2012年から始まった健やか支援が2017年に名称が変わったものである。所属する小中学校の校長の指揮監督のもとで、基本的には小中学校の入門期の円滑な学校適応支援、特別支援を要する児童生徒への対応、担任等の校務支援の補助その他、校長が各学校の教育目標実現のために必要に応じて命じる業務を行う。

一週間の勤務日数は5日間（学校の事情により変更の場合もある）で、最大週19時間、年間780時間である（2019年度までは最大800時間）。教室アシスタントは例年新1年生のクラス数配置されている。

1－3. 特別支援多人数アシスタント

特別支援多人数アシスタントは、2022年度に特別支援教育複数指導加配が廃止され、新たにつくられた制度である。多人数特別支援学級における指導体制の充実のために支援員の配置と充実に努める取り組みを目標として配置されている。特別支援学級1クラスに6人以上在籍しているクラスに週18時間、年間35週のアシスタントが1人配置される。

主な業務は特別支援学級の児童への授業における個別支援（指示の確認、用具準備、課題取り組みへの援助等）、生活面・安全面に関する支援、心理的安定や適応促進に関する支援（クールダウンや児童との相談等）である。あくまでも支援であり、教科指導や授業を進めることはできない。

1－4. 看護師

医療的ケア⁵⁾の必要な児童生徒が「地域で学ぶ」にあたり、看護師による教育環境の充実が図られている（2023年度は小学校で7人配置）。

予算は国、県、市で1/3（国は予算の1/3、県はモデル校1校につき上限1/3、あと市が1/3）⁶⁾。報酬は初年度1,571円/1時間、経験年数によって加算がある。看護師は児童の学校生活にずっと付き添うのではなく、長休みや昼休みに吸引をするなど様々であるが、保護者が付き添わなくても痰の吸引や経管栄養、胃瘻や導尿など医療的にかかわる内容を行ってくれることで、児童生徒が安心して学校生活を過ごすことができています。

2. X小学校の特別支援学級に関わる教職員加配の実態

2023年度現在、A市のX小学校では次頁の表のとおり、3種類の特別支援学級に関わる加配が配置されている。

2－1. インクルーシブサポーター

X小学校においてインクルーシブサポーターが初めて配置されたのは2016（平成28）年度である。教員免許状（種別は問わない）の保有があれば任用され、報酬は1,000円/1時間に満たない金額だった。2019（令和1）年度からはそれまで県が担っていた1/2の予算が1/3になり、1/2だった市の負担は2/3になった⁷⁾。

現在は学校種別に応じた教員免許状の保有が必要であり、1時間当たりの報酬は当初より上がり、経験年数によって加算もあることで経験とスキルを持ったサポーターの育成につながっているのではないかと考える。

X小学校では該当する1クラスにおいて、担任、インクルーシブサポーター、特別支援多人数アシスタントの3名で8人の児童を担当している。1クラスに授業ができる教師が2人いることは、児童の個々の課題に応じた学習時間の確保につながっている。またインクルーシブサポーターが交流学級で学習をする時間は児童が安心して学べる環境を整えるとともに、交流学級においてもそれぞれの児童理解や個々の特性、相互理解などを学ぶことができる機会となっている。

課題としては、インクルーシブサポーターの配置は各学校に一人ということである。配置基準は特別支援学校の就学要件を満たす児童が同一学校に2人以上在籍であるが、4人在籍しても配置されるサポーターは複数にならないことである。

2－2. 教室アシスタント

2023年度X小学校の1年生のクラス数は6クラスで、年度当初から6人の教室アシスタントが配置されている。小学校に入学した児童が初めて取り組む授業や給食など様々な学校生活をサポートしたり、プリントや連絡帳の確認など担任の補助をしたりしている。また特別支援学級は8クラスあり、6クラスには特別支援多人数アシスタントが配置されているが、2クラスには配置されていない。配置されていない1クラスは1年生から6年生まで5人おり、それぞれの持つ課題の幅も大きく、担任一人では授業をすすめたり、突発した状況に対応したりすることが難しい。そこでこのクラスには、教室アシ

表 滋賀県における特別支援教育に関わる教職員加配の仕組みと事例（A市X小学校）

	インクルーシブ サポーター	教室アシスタント	特別支援学級多人数 アシスタント	特別支援教育 複数指導加配*
教員免許状等資格	必要	不要	不要	必要
具体的な 勤務内容	特別支援を必要とする担当 児童（全面または一部介助 を必要とする児童生徒）へ の安全面と学習面での配 慮、生活介助・自立介助・ 学習支援を行う。 （教科指導ができる）	小学校の入門期の円滑な学 校適応支援、特別支援を必 要とする児童への対応、担 任等の校務支援の補助、給 食準備や体温管理表や音 読カード等書類の確認も行 う。 （教科指導ができない）	特別支援学級の児童への 学習支援や生活支援 （教科指導ができない） （2022年度から開始）	特別支援学級の児童の特 別支援学級や交流学級で の学習指導、学習支援、生 活支援にあたる （教科指導ができる） （2021年度で廃止）
配置の条件	同一クラスに2人以上特別 支援学校相当の児童が在 籍	1年生のクラスに配置	特別支援学級1クラスの在 籍数が6人以上	特別支援学級1クラスの在 籍数が7人以上
勤務日時	8時30分～15時15分 1日 8時30分～16時15分 4日 6または7時間/1日（休憩 時間を除く） 年間1240時間上限 休憩時間45分	9時～13時までの4時間（休 憩なし）および9時～13時 までの内3時間の組み合わ せによる、最大で週19時 間 年間780時間上限	週当たり4日18時間以内 年間35週 休憩時間45分	週当たり4日18単位時間* 以内 年間35週
報酬	1650円程度／1時間 経験年数によって賃金加算 がある	1年目1065円、2年目1097円、 3年目1127円、4年目1164円、 5年目以上1205円／1時間	1600円／1時間	2750円／1単位時間* *1単位時間とは、「教科お よび科目の教授または授業 に要する時間」を指し、通 常学校教育施行規則（昭和 22年文部省令第11号）別 表で定める1単位時間に対 応する
任用	市費	市費	県費	県費
実施状況	2015年より	2017年より	2022年より	2004年より2021年3月まで *網掛け部分は既に廃止

筆者作成（2023年12月現在）

スタントとして採用された6人のうち1人が特別支
援学級のアシスタントとして勤務している。

2-3. 特別支援多人数アシスタント

X小学校では、特別支援学級が8クラス（肢体1、
知的5、自情2）あり、そのうち6クラス（知的5、
自情1）には特別支援多人数アシスタントが配置さ
れている。支援学級や交流学級で児童が課題に取り
組みやすいように学習面や心理面でサポートをして
いる。担任に代わって校外学習の引率をしたり、突
発的な児童の対応にあたったりしている。担任が交
流学級の授業に行くことがなかなか難しいため、交
流学級での児童の様子を担当と共有することを大切
にしている。

3. 特別支援教育複数指導加配の廃止と特別支援多 人数アシスタントの創設の問題点

先にも述べたように、筆者はX小学校で加配とア
シスタントの両方を経験した。以下、いくつか事例
をあげながら考察する。

3-1. 学校の負担について

加配は小学校免許を保有しているので、担任と同
時並行で授業を行うことができた。担任が出張や年
休の時でも代わりに授業を進めることができ、担任
は安心してクラスを離れることができた。

6年生のB君は衝動性の影響が大きく、自分が
納得できないことがあると感情を抑えきれないで大
きな声を出したり、カッとなって物や人に当たっ
たりしてしまうこともあった。半面とてもガラスの

ハートの如く繊細で不安をたくさん抱えながら学校生活を送っていた。ある校外学習の日、朝からバスに乗るのを非常にためらったため保護者とともに登校し、何とかみんなと一緒にバスに乗り込もうとした。しかし不安が大きく結局バスには乗れず、担任は校外学習の引率に行くがB君は学校で留守番という形になった。B君は落ち着けば自分なりにその日の約束事を決め、加配による授業も受けながら学校生活を過ごすことができた。担任は「B君のことをよく知っている加配がいてくれるから」という安心感で校外学習に行け、留守番となったB君も「自分のことをよく知っている加配がいる」という安心感で一日を過ごすことができた。そして自分の気持ちを受け入れてもらえた安心感が次のステップの栄養剤となってくれたのではないと思われる。その後の修学旅行では宿泊つきであったが、友だちにも支えてもらいながらみんなと一緒に行くことができ、帰ってきてからもとてもいい表情で旅行のことを報告してくれた。

しかしアシスタントでは免許不要で任用されているため、担任不在の教室で授業を任せることはできない。たとえアシスタントが免許保有者でスキルの授業ができたとしても、人手が足りない時さえも管理職や教務などの応援をもらって授業のアシスタントとして働く形となる。つまり学校全体の運営面から教務、管理職などの負担が増えたと感じている。

3-2. 担任の負担について

1単位時間に支援学級で学習する児童が複数学年にわたっている場合、児童の課題にあった授業内容やアプローチの仕方などについて担任と加配で日々相談し、学年や課題を分けて授業を同時に進めてきた。二人体制で指導することで違う角度から児童の習熟度や課題を見ることができた。

また個別的に配慮が必要な児童に対しては、担任が児童の話をたっぷり聞き、受け止めてあげる時間が必要であり、このような時間の裏側では加配がクラスの児童の授業をすることができた。

しかしアシスタントは、交流学級に行く児童の個別支援や授業の補助が主な業務となったため、担任が支援学級の授業全てを主指導ですることが必然になった。クラス全員の斉授業だけではないので個別授業の場合、45分間を細切れに分けて複数学年の児童の授業をすることもある。このため担任は、交流学級の学習についていくことがほぼできず、アシスタントや交流学級担任の報告のみで交流学級の様子を把握しなければならず、成績をつける時や懇談で保護者に様子を伝える際には苦勞されている。

3-3. アシスタントが教科学習に関わる時間につ

いて

週当たり18時間の1時間が、授業の45分ではなく時計通りの60分になった。加配では授業時間の45分を1時間としてカウントし、4時間勤務なら2時間目開始（9時30分）から5時間目終わり（14時30分）もしくは5時間勤務なら2時間目（9時30分）から6時間目終わり（15時20分）までという運用であった。しかしアシスタントでは授業時間の45分を1時間としてカウントするのではなく、60分＝1時間となった。このため4時間勤務では9時半から13時30分、5時間勤務なら9時30分から14時30分までとなった。（休憩時間については各学級の実情に応じて運用）。これにより休み時間や給食、掃除などの学校生活場面も勤務時間となり、勤務時間のうち教科授業で児童と関わる時間が減った。

3-4. 保護者とのかわりについて

加配は担任とともに授業を行っていたため、保護者が参観日や迎えに來られた時に、立ち話程度ではあるが授業内容や取り組みの意味、児童の課題などを話す機会があった。また聞かせてもらった家庭での児童の様子をヒントに、児童がより身近に感じられる教材を考え、授業をすすめることもできた。しかし現在では授業ができないため、保護者と学習内容について話す機会はなく、また勤務時間もほぼ5時間目で終わることが多いため保護者と会う機会も少なくなっている。

3-5. 特別支援多人数アシスタントへの創設の経過と任用条件の変更について

特別支援教育複数指導加配の廃止と特別支援多人数アシスタントの創設の話は、次年度のヒアリングも終わった2022年2月に対象職員に突然伝えられた。校長や組合を通して県教委に対して交渉や署名などを行ったが、予算はすでに前年の秋の議会で決定されたとのことで覆すことはできなかった。次年度も加配という任用条件で勤務する予定だった職員は、アシスタントとしての勤務の意向を確認され、その後ハローワークに行き手続きや面接の段取りをすませ次年度の採用となった。この任用条件の変更は現場から要求されたものではなく、加えて年度末になって決定事項だと伝達したことは、学校にも職員にも混乱を招いたことは言うまでもない。

加配が廃止されアシスタントの配置になった理由はいくつか考えられる。当時の管理職は、これまで現場が特別支援学級に関わる人員増を要求してきたことを踏まえ、配置される基準が特別支援学級1学級の児童数が7人以上から6人以上と下がり、より手厚く児童の支援にあたることができると説明をさ

れた。しかし同時に現場では、常々常勤講師が不足し小学校教員免許状を保有する人材が見つからない状態である。免許保有者は免許不要で基本報酬の下がるアシスタントとして働くよりも常勤講師として勤務した方が報酬も上がるため、行政は常勤講師へ転向する人を望んでいたのではないだろうか。2021年度末に特別支援教育複数指導加配はなくなり、当時加配をしていた職員が常勤講師に転向した人は筆者の知る限り無く、現場の職員不足、過重労働はますます慢性化しているように感じられる。X小学校においては、特別支援学級は例年1クラス8人に近い児童が在籍しているため、配置の条件が7人から6人になったところでメリットはあまり感じられていない。

また、報酬は免許不要ということで専門性が問われないためか1単位時間（45分）2,750円から1時間（60分）当たり1,600円と1,000円以上減額となった。たまたま2022年度はX小学校に配置されたアシスタントは全員小学校免許を持っていたのでスキルの高い授業ができるものの、加配ではないので授業ができない葛藤、報酬減に諦めにも似たような感情を抱きながら勤務していたのではないだろうか。

3-6. 特別支援教育複数指導加配の廃止について

滋賀県では2004年に多人数特別支援学級への非常勤講師の配置・充実を取り組み目標として特別支援教育複数指導加配を配置し2021年に廃止されるまで18年間、全国的にも貴重で先導的・先進的な県独自の制度を取り組んできた。8人で1学級という国の特別支援学級の設置基準を補い、学校現場でその存在が一定成果をあげたと感じている。特別支援多人数アシスタントは特別支援複数指導加配よりも設置基準が下がったため、人員不足を一定補う役割を果たしたのかもしれない。

しかし国の特別支援学級の設置基準が改善されない中で特別支援複数指導加配が廃止されたことは、大規模支援学級の改善という面ではむしろ課題が残されたのではないだろうか。大規模支援学級問題の一つの大きな中身は「児童生徒の安心できる居場所の確保が困難」ということであり、それは単に人手を増やすだけの「特別支援多人数アシスタント」では解決しないと考えている。

おわりに

児童数が増えることでクラスは増え、本来なら担任も増えるはずである。しかし増えた数の常勤講師はなかなか見つからず、児童数に見合うような管理職や教務、養護教諭の複数配置も難しい現状である。X小学校としても年度当初から常勤講師が見つから

ず、職員数もマイナスの状態では新年度をスタートした。担任となる常勤講師が見つからないために本来ならば教務担当だった職員が担任になるなど、学校内で何とか工夫や協力をしながら学校運営を行っている。その学校運営には教室アシスタントやインクルーシブサポーター、特別支援多人数アシスタントなどに協力を得る場面も多い。時には児童の状況から手が離せなかったり教室へ戻れなかったりすることがあり、退勤時間も勤務時間内で終わらないこともある。同じ任用で採用された職員であれば、配置されるクラスにより業務内容の違いが出ないように学校運営をしていくことが望ましい。

また別教室登校となっている児童や何らかの支援が必要な児童が1クラスに数名いる。一人ひとりの児童が抱える問題や家庭環境も複雑で保護者のニーズも多様になってきている。このため一人ひとりの児童のケアや課題に合った取り組みもすすめている。日々忙しすぎるためか心身の病気で病気休暇や配慮が必要な職員もあり、病気休暇者が複数になると限られた職員数では限界があり、市の教育委員会に応援を要請した時期もあった。

教育実践においては、何らかの支援が必要な児童が増えているものの、職員は特別支援について自ら学ぶ機会を作らなければ、専門的に学ぶ機会が必ずあるとは限らない。児童の現在の課題を正しく捉え、特別支援コーディネーターや担任、管理職、外部の専門の先生などを含め学校全体で共通理解をしながら特別支援教育を行っていくことが大切だと考える。職員によってはまだまだ特別支援教育という専門的な見地からではなくそれまでの経験から授業をすすめることもある。障害の特性や発達に関する専門性を少しでも持つことで個々の児童観や授業観は変わり、日々の授業研究や教材研究のヒントにつながっていくと思う。どの子にも発達要求はあり、児童は楽しく見守られながら安心して学校生活を過ごしたいと思っているだろう。職員は小学校という集団の良さをいかして、学校全体で研鑽しながら個々の児童にとってより良いアプローチの方法を研究しながら、実践にいかしていったほしいと考える。

特別支援教育複数指導加配から特別支援多人数アシスタントへ変更は、やりがいや手ごたえを持って実践したことや、その反省をいかしてさらに次の実践につなげていこうとする意欲をもう必要ないと評価されたようにも感じた。しかしどのような立場に立っても、児童の力をのばしていきたい、担任の先生の力になりたいという思いは強い。そして加配からアシスタントへの変更で誰よりもデメリットを受けたのは児童だと感じている。担任の負担が増えただけでなく授業を受ける児童にとっても細切れの時間ではじっくり授業に向かいにくく、本来の力を発

揮することが難しい。ゆっくり待ってあげられない時間が今伸ばせる力を伸ばし切れていないのではないかと思うことが多い。もしアシスタントではなく加配であったなら、児童の今しかないこの時間の学習保障ができるのにと感じるが多々あった。徐々に変わってきている学校現場の課題を職員が把握し研修につなげるとともに、県や市による各学校の実情の把握と、課題に見合った対策やよりよい予算執行、適正な任用条件や人員配置が必要だと考える。それがよりよい滋賀のめざす特別支援教育につながってほしいと考えている。

謝辞

教職員加配の体制と実態について聞き取り調査や確認作業に応じて下さった方々、加配やアシスタントとして勤務した際の学校現場の皆様、加配やアシスタントの実態をもっと多くの人に知ってほしいという本稿執筆の動機やエネルギーをいただいた子ども達と保護者の皆様に、まず感謝を申し上げます。また、全国障害者問題研究会地域サークル草津（中村隆一氏主宰）の方々には、下書き段階の原稿について報告と検討の機会を頂戴しました。本稿は、元はと言えば筆者を特別支援教育や発達保障の仕事に向かわせてくれた鳥取の両親（田口八二郎（故）・久恵）に、その起源があるかもしれません。またこのような執筆の機会に導きご指導くださった、筆者が鳥取大学教育学部在籍時の恩師である渡部昭男先生に感謝いたします。そして、ワードやエクセルの操作や入力に疎い筆者を応援してくれた家族にも、お礼を言わねばなりません。

注

- 1) 滋賀県教育委員会 2023, 滋賀の特別支援教育（令和4年度）改訂版。
- 2) 文科省によれば、特別支援学級の対象障害種は知的障害（知的）、肢体不自由（肢体）、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害（自情）であり、公立小学校においては、8人を標準にして学級編制を行うのが一般的である。
- 3) 滋賀県教育委員会 2023, 学校数, 園児・児童・生徒数, 本務教員数, 学級数（令和5年5月1日現在）
- 4) 特別支援学校の就学要件をみたとす障害種別および障害の程度は、学校教育法施行令第22条の3に規定される。5障害（視覚・聴覚・知的障害・肢体不自由・病弱（身体虚弱を含む））である。

5) 文科省によれば、一般的に医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、尿、インスリン注射などの医行為を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされている。

6) 滋賀県教育委員会 2022, 滋賀のめざす特別支援教育ビジョン, 計画の目標とロードマップ（2022年3月版）4（2）小中学校における充実②

7) 滋賀県教育委員会 2022, 滋賀のめざす特別支援教育ビジョン, 計画の目標とロードマップ（2022年3月版）4（2）小中学校における充実①

文献

- 滋賀県 2020, 淡海子ども・若者プラン：子どもの笑顔と幸せあふれる滋賀を目指して（2020～2024年度）<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5238487.pdf>.
- 滋賀県教育委員会 2015, 滋賀のめざす特別支援教育のあり方について：滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会委員意見のまとめ（平成27年1月）<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/2040712.pdf>.
- 滋賀県教育委員会 2015, 滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（基本ビジョン）（平成27年3月）冊子 <https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/2040700.pdf>. 概要版 <https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/2040701.pdf>.
- 滋賀県教育委員会 2016, 滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）（平成28年3月）冊子 <https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/2040702.pdf>. 概要版 <https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/2040703.pdf>.
- 滋賀県教育委員会 2022, 滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）（2022年3月版公開用）<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5312369.pdf>.
- 滋賀県教育委員会 2023, 滋賀の特別支援教育（令和4年度）改訂版 <https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5360751.pdf>.
- 全日本中学校長会 2013, 7割が指導できる教員の加配求める：全日中2012年度調査研究報告（1）特別支援教育, 内外教育（6245）（2013.5.4付）